

独占禁止法遵守ガイドライン

2018年 度第1回染料環境安全委員会

このガイドラインは上記会合への参加企業が独禁法の観点から適切に行動するよう定めたものであるが、このガイドラインに限らず、違法行為は行ってはならない。

すべきこと	してはいけないこと
<p>管理・監督：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ開催時には事務局が同席すること ● 独禁法に関するあらゆる疑問点については、適切な専門家に相談すること ● 打合せで議論する内容はアジェンダに挙げられたもののみとすること ● 打合せ出席者にはこのガイドラインを配布し、開催時には常時、参照可能にしておくこと <p>記録：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アジェンダと議事録は内容を正確に反映させたものとする ● アジェンダや議事録、その他重要書類については配布前に必ず事務局の適切な担当者がチェックすること <p>注意：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● このガイドラインに違反するような議論には異議を申し立てること；すなわち議論の中止を求め、そのような議論から離れ、なおも続けられる場合は退席すること ● 出席者が、本ガイドラインに定める事項に加えて、所属する会社の独禁法遵守に関する社内規則に則した行動を取る必要がある場合は、これに協力すること 	<p>以下のような独禁法に触れる議論や情報交換を行わないこと</p> <p>価格など：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の企業の価格、価格変動、価格差、値上げ、値下げ、値引き、支払い条件など ● コスト、生産量、在庫、売り上げなどに関する個々の企業のデータ ● 業界の価格方針、価格レベル、価格変動、価格差など ● ユーザー企業から提示された価格、数量他の取引条件など <p>生産など：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の製品のデザイン、生産、流通、販売に関する個々の企業の計画 ● 業界の生産量、在庫の変動 <p>研究開発：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の企業の製品研究開発状況 <p>輸送費：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の出荷にかかる価格、価格方針 <p>市場手続きなど：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の製品に対する契約の入札価格 ● ビジネスへの影響があるかもしれないサプライヤー、取引先に関する事柄 ● ブラックリスト、不買同盟に関すること <p>ユーザーの周辺情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規開発品の動向、収支情報、人事情報など